

仕様書

1 業務名

がんセット検診業務及び手数料徴収事務

2 目的

十分な精度が確保された効率のよい検診を実施し、肺がん、結核、大腸がん、胃がん、子宮頸がん及び乳がんの早期発見、早期治療に努めることを目的として、下記対象者に各種がん検診を実施する。また、検診手数料については、受託者で徴収する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 対象者

大津市内に住民票がある者、大津市の生活保護を受給する者、その他これらに準ずる者として市長が定める者のうち、以下に当てはまる者。ただし、検診対象除外者は除く。

がんセット検診項目	対象（年齢は年度年齢）
①2がんセット（肺がん結核・大腸がん）検診	40歳以上の市民
②女性がんセット（子宮頸がん・乳がん）検診	40歳以上の女性市民
③胃がん検診	50歳以上の偶数年齢の市民

①②③の項目を組み合わせて最大5種類受診できることとする。

《検診対象除外者》

セット検診項目の一部を選択して受診したい者（当日の身体状況によりキャンセルする場合は除く。）
昨年度、子宮頸がん・乳がん検診を受診している者
今年度（令和7年4月1日～受診日）、セット検診項目の一部をすでに受診している者
セット検診の1～5の検診項目で対象除外者に該当する者
1 肺がん結核検診
<ul style="list-style-type: none">・最近6か月以内に血痰が出たことがある者・呼吸器疾患で治療中又は経過観察中の者・咳や痰などの呼吸器症状がある者・妊娠中又は妊娠の可能性のある者・前回の肺がん検診の結果が要精密検査だが、その後精密検査を受けていない者 ※当該年度内において満50歳以上に達し、かつ、喫煙指数（1日喫煙本数×喫煙年

	<p>数) が 600 以上 (過去における喫煙を含む。) で喀痰細胞診を希望する者に対しては、個別方式で受診することを推奨する。</p>
2	<p>大腸がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、痔疾患等があり出血している者 ・ 痔、大腸ポリープ・大腸がん又はその他腸からの出血を伴う疾患等で治療中又は経過観察中の者 ・ 陽性となった場合に全大腸内視鏡検査を受けることに同意しない者 ・ 身体状況等の理由により精密検査を受けることが難しいとあらかじめ判断される者 ・ 前回の大腸がん検診の結果が陽性だが、その後精密検査を受けていない者
3	<p>胃がん検診 (胃部エックス線検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度又は今年度到大津市胃がん検診 (胃部エックス線検査・胃内視鏡検査) を受診した者 ・ 妊娠中又は妊娠の可能性のある者 ・ バリウムに対するアレルギー反応がある者 ・ 消化管の閉塞又は強い狭窄があると診断されている者 ・ 過去の検診で誤嚥したことがある者 ・ 胃を切除したことがある者 ・ 胃腸に強い自覚症状がある者 ・ 胃の病気で治療中や経過観察中の者 ・ 自分で体位変換できない者 ・ 嚥下が困難である者 ・ 極度の便秘症である又は過去にバリウムによる極度の便秘症になったことがある者 ・ 心臓病・腎臓病等のため、水分制限をしている者
4	<p>子宮頸がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自覚症状のある者 ・ 子宮頸がんや異形成で治療中又は経過観察中の者 ・ 子宮頸部が残存していない者
5	<p>乳がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年以内に乳がんの治療を受けた者 ・ 自覚症状のある者 ・ 乳腺の疾患で医療機関において治療中又は経過観察中の者 ・ ヒアルロン酸又は脂肪注入等を含む豊胸手術をしたことがある者 ・ 両側の乳房再建術をしたことがある者 ・ 心臓ペースメーカー、V-P シャント (水頭症手術)、CV ポート (皮下埋込型ポート) 等の人工物を挿入している者 ・ 妊娠中又は妊娠の可能性のある者

・授乳中又は卒乳後で乳汁の分泌が続いている者

5 予定件数

80件（午前40件、午後40件）

6 実施日程

令和8年1月～同年2月の土曜日・日曜日のうちの1日
大津市と協議により決定する。

7 実施場所

実施予定日をもとに受託者と協議の上、大津市が会場を設定する。
候補地：皇子山総合運動公園陸上競技場（大津市御陵町4番1号）

8 業務内容

本業務の実施に当たっては、健康増進法第19条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項、滋賀県が定める「がん検診実施のための指針（肺がん検診）（大腸がん検診）（胃がん検診）（子宮頸がん検診）（乳がん検診）」（以下、「指針」とする。）及び大津市健康増進事業実施要領に基づき実施すること。また、併せて地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により手数料徴収事務を行う。

(1) 検診に係る事前業務

ア 受診対象者への事前案内

大津市が提供した受診対象者リストに基づき、大津市がんセット検診受診のお知らせを作成し、事前確認書及び同意書、がん検診説明書、検診票（市が指定したもの）等を事前に送付する。その際、大腸がん検診受診希望者に対しては、検査容器を併せて送付すること。なお、データの送付スケジュールは、事前に大津市との協議にて作成し、日程どおりに執行すること。

(2) 検診当日の業務

ア 受付

大津市がんセット検診受診のお知らせと受診対象者リストにて、各種がん検診の対象であることを確認し、事前確認書及び同意書を回収する。次に、本人確認書類（マイナ保険証、資格確認書、又は運転免許証等）で本人確認を行い、受診対象者リストに記載の費用徴収区分に応じて検診手数料の徴収を行う。この際、費用徴収区分を受診者本人に確認する。なお、各検診手数料は以下のとおりとする。

(ア) 肺がん結核検診手数料

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第8号アに規定する肺がん結核検診の胸部エックス線検査に係る手数料800円

(イ) 大腸がん検診手数料

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第7号に規定する大腸がん検診に係る手数料800円

(ウ) 胃がん検診手数料

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第4号アに規定する胃がん検診（胃部エックス線検査）に係る手数料1,600円

(エ) 子宮頸がん検診手数料

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第5号に規定する子宮頸がん検診に係る手数料1,600円

(オ) 乳がん検診手数料

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第15項第6号イ（ア）及び（イ）に規定する乳がん検診に係る手数料2,100円（40歳以上50歳未満）、1,800円（50歳以上）

ただし、市民税非課税世帯に属する者、当該年度において70歳以上（肺がん結核検診に限っては65歳以上）の者、65歳から69歳の後期高齢者医療制度加入者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者については、無料とする。市民税非課税世帯に属する者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者である旨の申出があった場合は、各検診票（胃がんのみ別紙）の〈検診料減免確認承諾欄〉に本人の自署をいただくこと。また、上記の規定にかかわらず、無料クーポン券対象者は無料とし、大津市国民健康保険加入者にあつては、大津市国民健康保険より助成があるため無料とする。

なお、受託者が徴収した検診手数料については、公金であり、受け取った金銭その他の物を善管注意義務をもって保管すること。

イ 問診

検診票を用い、問診を行う。なお、問診は必ず対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に検診票の問診欄を記載させることをもって代えることができる。ただし、検診票の本人確認事項において、記入漏れがあれば、聴取して記入すること。また、検診の対象外に該当する者や胃がん検診で絶飲食が正しくできていない場合に対しては、受診ができない旨を本人に説明すること。

ウ 検診業務

検診に当たっては、安全の確保をすること。また、検診に備え、当日の検診が円滑に遂行できるよう、器材の整備や点検を行い、適正に管理すること。

また、検診中及び検診直後に体調不良等問題が発生した場合は、立会いの医師の指示を受け対応し、大津市へ報告すること。

なお、各検診について以下の点に特に留意すること。

(ア) 肺がん結核検診

検診項目は、問診、胸部エックス線検査とする。

胸部エックス線写真の読影は、2名の医師（このうち1名は、十分な経験を有すること）による二重読影方式とする。

大津市が指定した呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科の専門医師が行うものとする。

- a 検診票を用い、喫煙歴、職歴、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況を聴取する。
- b 胸部エックス線検査については、滋賀県が定める「指針」に基づき、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。肺がん検診に適格な胸部エックス線写真は、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、指針に基づいた撮影機器及び撮影環境で撮影されたものとする。なお、撮影は背腹1方向単純撮影1枚とする。
- c 読影においては、過去の胸部エックス線写真がある場合は比較読影を行い、「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」及び「胸部X線所見内容コード一覧表」によって判定を行い、その結果を検診票に記載するものとする。読影判定が、「d」及び「e」に該当するものについては、所見部位のスケッチ及びコメントを併せて記載するものとする。また、第二読影において、第二読影判定が第一読影判定と異なる場合は、所見部位のスケッチ及びコメントを記載するものとする。
- d 総合判定については、問診、胸部エックス線写真の読影（第二読影判定を含む）を総合的に判断して、精密検査の必要性を決定するものとする。

(イ) 大腸がん検診

- a 便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法、OCセンサー方式、採便用具はスティックとする。事前に検査容器を送付し、検診実施日に検体を回収する。検体受領後原則として24時間以内に測定する。そのほか、大腸がん検診マニュアル（2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行う。
- b 検体受領後、自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。
- c 検査の判定基準は、陰性（-）：120ng/ml以下、陽性（+）：121ng/ml以上とする。

- d 検査結果の判定については別紙「検査結果の判定について」を参照する。
- (ウ) 胃がん検診（胃部エックス線検査）
- a 検診後は内服する下剤と共に水を受診者に提供し、確実に下剤の内服をさせること。
 - b 撮影枚数は、最低8枚とする。
 - c 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。
 - d 読影については二重読影とし、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影する。判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とすることが望ましい。
 - e 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得することが望ましい。
- (エ) 子宮頸がん検診
- a 検診票の内容を確認の上、細胞の採取を行う。
 - b 視診については、陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。
 - c 子宮頸部の細胞診については、子宮頸部及び陰部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡で観察する。なお、細胞採取器具はブラシが望ましい。また、標本作成はLBC（液状化検体細胞診）で実施する。細胞診検査はベゼスダシステムによって分類する。
 - d 内診は双合診や経膈超音波検査を実施する。
 - e 採取した検体は検査機関に速やかに依頼するものとする。
 - f 検体の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会認定の細胞専門医及び臨床検査技師であることが望ましい。
 - g 重複子宮の受診者については、それぞれの子宮頸部の細胞を採取し、検診結果を記入する。
 - h 検体が不適正であった場合は、要再検と判定する。
- (オ) 乳がん検診
- a 検診票の内容を確認の上、撮影を行う。
 - b 乳房のエックス線（マンモグラフィ）の撮影については、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。なお、40歳以上50歳未満の者については、内外斜位方向とともに頭尾方向撮影も併せて行う。
 - c 乳房のエックス線（マンモグラフィ）の読影については、読影室の照度やモニタ、シャウカステンの輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、十分な経験を有する医師（日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい。）による読影を行うことを原則とする。
2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影する。このうち1名は日本乳がん検診精度管理中央機構による読影試験判定でB以上であることが望ま

しい。

また、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

(3) 受診者への検診結果通知

精密検査の必要性の有無を決定し、受託者より受診者へ検診実施日から30日以内に通知する。検診の結果が「要精密検査」となった者については、診断と治療が行える医療機関において精密検査を受けるよう通知する。この際、精密検査依頼書兼結果票、診療情報提供書等、必要な書類を交付し、精密検査を受ける際にこれらを提出するよう通知する。なお、精密検査実施医療機関については、大津市が準備する精密検査実施医療機関一覧を同封する。

留意点は、以下のとおりとする。

ア 各検診の結果通知

(ア) 精密検査不要 特定記録郵便にて送付

(イ) 要精密検査 簡易書留にて送付

イ 肺がん結核検診

要精密検査者に対しては、胸部エックス線写真デジタルデータ（CD）を併せて交付する。

ウ 大腸がん検診

結果判定が「検査不能」であった者には、説明書類を送付する。

エ 乳がん検診

要精密検査者に対しては、乳房エックス線写真デジタルデータ（CD）を併せて交付する。

9 完了報告

検診結果の通知後30日以内に請求書、各検診票（大津市控）、各検診受診者一覧表、「事前確認書及び同意書」、無料クーポン券及び受診券を大津市へ提出するものとする。

10 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払は、委託契約書に定める。

なお、受託者への委託料の支払いは、検診手数料徴収分を差し引いた上で支払うものとする。

11 記録の整備

受託者は、保険医療機関及び保健医療養担当規則第9条に基づき、検診結果及び撮影した画像を5年間保存するものとする。

12 受診者への事前案内業務及び受診者への検診結果通知に係る検査等

(1) 本業務については、第8項第1号ア及び同項第3号並びに次の手順により実施する

こと。

ア 事前準備

- (ア) 受託者は、発送に係る業務の作業工程書及び作業工程に基づいたチェックリストを書面にして作成し、大津市へ提出する。なお発送に係る業務の責任者を作業工程書に記入し、チェックリストには作業責任者の署名欄も設けること。
 - (イ) 大津市は、提出された作業工程書及びチェックリストを検査する。
- (2) 本業務については、契約書の規定にかかわらず、次のとおり検査を受けること。

ア 発送前の検査

- (ア) 受託者は、必ず複数の者で作業を行い、チェックリストを用いて間違いがないことを確認する。また、その旨を大津市に報告すること。
- (イ) 大津市は、前号の報告を受けたときは、チェックリストに基づき作業が実施されたことを確認する。確認方法については大津市と受託者で協議し決定すること。
- (ウ) 受託者は、大津市の確認が完了した書類を発送すること。

1.3 その他

- (1) 天災その他不測の事態において、市民への対応を必要とする事象が発生した場合は、速やかに大津市に報告し、大津市の指示に基づき協力して市民の対応に当たること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、受託者は法令遵守すること。また、実施に当たって疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必ず大津市の指示を受けて実施すること。
- (3) 感染症予防について、十分に対策を講じること。

別紙

大腸がん検診 検査結果の判定について

便潜血反応 定量値が 121ng/ml 以上の場合は
陽性 (+)

OC センサー	1本目	(-)	(-)	(+)	(+)	検査不能	(+)	検査不能	(-)
	2本目	(-)	(+)	(-)	(+)	(+)	検査不能	(-)	検査不能
	結果	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	検査不能	検査不能